

文書質問制度の他政令市の事例

資料 1

	札幌市	横浜市	京都市	大阪市
会議規則	第62条	第87条	第93条	第58条
実績 (H26～H28)	H26 5件 H27 5件 H28 5件	実績なし (※H23予算審査特別委員会 で実施)	実績なし (※H29実績あり)	H28 3件
回数制限	なし	なし	年1回まで	なし
通告期限	本会議開催前1週間前	(※H23予算審査特別委員会: 採決日の前々日5時)	代表質問実施日の前日5時	設けていない
答弁提出期限	○代表質問実施会派 実施日の前日 ○代表質問不実施会派 委員会開催前日	(※H23予算審査特別委員会: 採決日の前日5時)	最終日の本会議に机上配布	設けていない
会議録への記載 取扱い	趣意書のみ記載	質問主意書・答弁書ともに記載	質問主意書・答弁書ともに記載	質問主意書・答弁書ともに記載
備考	質問は代表制のみの取扱いとして いるため、会派に属さない議員の機 会確保の意味合いが強い	H23は東日本大震災に伴い、文書 質問で対応	質問は代表制のみの取扱いとして いるため、会派に属さない議員の機 会確保の意味合いが強い	質問は代表制のみの取扱いとして いるため、会派に属さない議員の機 会確保の意味合いが強い

※広島市は、予算審査特別委員会において、発言通告を行った項目のうち、予定時間内に終了することができなかった項目のみ
文書質問を認めている。

(参考) 横浜市会会議規則 (抜粋)

(文書による質問)

第 87 条 議員は、会期中、口頭による質問の機会がない場合に執行機関に対し文書で質問することができる。

- 2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。
- 3 質問主意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して、これを執行機関に送付する。
- 4 議長は、質問主意書及び答弁書を会議録に掲載する。

(平 3 市会規則 1・旧第 93 条繰上、平 11 市会規則 2・一部改正)